告

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲 を定める規則の一部を改正する規則

た件五件

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の ○漁業法により区画漁業について定めた件 在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件十件 所

○土地収用法により土地に立ち入ることを許可した件

○道路の区域を変更する件Ⅰ 件

公

福

○落札者を決定した件六件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件

○一般競争入札を行う件

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件

規 則

部を改正する規則をここに公布する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の

平成三十年八月二十八日

福島県規則第六十四号

指定金融機関等の名称、 位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定め

福島県知事

内 堀 雅 雄

る規則の一部を改正する規則

和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。 指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則 韶

別表第二福島信用金庫の項中「掛田支店、月舘支店」を「霊山おてひめ支店」に改め

附 則

この規則は、 平成三十年九月十日から施行する。

(出納総務課)

告

示

福島県告示第六百五十三号

哭

二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 工課に備え置いて縦覧に供する。 福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、

咒 咒 平成三十年八月二十八日

咒

咒

カワチ薬品花春店・コジマ×ビックカメラ会津若松店

福島県会津若松市花春町三

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

内

堀 雅 雄

野 野

咒九

四九九

2

一 変更した事項 1 三七番地三ほか

大規模小売店舗の名称

(変更前) カワチ薬品花春店・コジマNEW会津若松店

(変更後)カワチ薬品花春店・コジマ×ビックカメラ会津若松店

者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

(変更前) 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島一二九三番地

株式会社コジマ

代表取締役 寺﨑

栃木県宇都宮市星が丘二丁目 一番八号

変更後 株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島一二九三番地

株式会社コジマ

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

3 ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

株式会社カワチ薬品

代表取締役 河内 伸二

栃木県小山市卒島一二九三番地

株式会社コジマ 代表取締役 寺崎

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後)

栃木県小山市卒島一二九三番地

株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

三 変更した年月日 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

大規模小売店舗の名称 平成二十七年六月六日

者の氏名 平成二十五年九月一日 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

3 ては代表者の氏名 平成二十五年九月一日 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

島

県

2

四 届出年月日

平成三十年八月十三日

届出をした者

福

<u>Б</u>.

株式会社カワチ薬品 株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十四号

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月 業労政課に備え置いて縦覧に供する 福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商 一十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

福島県知事 内 堀 雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

平成三十年八月二十八日

コジマ×ビックカメラいわき店 福島県いわき市平字菱川町三番地

二 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEWいわき店

(変更後)コジマ×ビックカメラいわき店

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名 (変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺﨑

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

3 ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺﨑

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 変更した年月日

大規模小売店舗の名称 平成二十六年八月三十日

2 者の氏名 平成二十五年九月一日 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

ては代表者の氏名 平成二十五年九月一日 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

四 届出年月日

3

平成三十年八月十三日

<u>Ŧ</u>i. 届出をした者

株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十五号

福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政 策課に備え置いて縦覧に供する。 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月 一十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 平成三十年八月二十八日

2

福島県知事 内 堀 雅 雄

ほ

コジマ×ビックカメラ郡山店 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県郡山市図景 一丁目一四八番地

変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEW郡山店

(変更後)コジマ×ビックカメラ郡山店

2 者の氏名 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 寺﨑

株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後)

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号 代表取締役

3 ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

株式会社コジマ 栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号 代表取締役 寺崎

県

(変更前)

株式会社コジマ

(変更後)

島

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

代表取締役 木村

一義

変更した年月日

大規模小売店舗の名称 平成二十六年四月十九日

者の氏名 平成二十五年九月一日 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ 平成二十五年九月一日

届出年月日

四

3

平成三十年八月十三日

届出をした者

<u>Ŧ</u>i. 株式会社コジマ

福島県告示第六百五十六号

二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

市民情報室に備え置いて縦覧に供する

福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内 堀

雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマ×ビックカメラ福島店 福島県福島市丸子字広町一二番地一ほか

変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) コジマNEW福島店

(変更後)コジマ×ビックカメラ福島店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

者の氏名

2

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺﨑

栃木県宇都宮市星が丘二丁目 一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

3 ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎

栃木県宇都宮市星が丘二丁目 一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

三 変更した年月日

2

者の氏名 平成二十五年九月一日

大規模小売店舗の名称 平成二十六年八月二日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名 平成二十五年九月一日

四 届出年月日

平成三十年八月十三日

(商業まちづくり課)

<u>Ŧ</u>i.

届出をした者 株式会社コジマ

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十七号

 \equiv

変更した年月日

模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年八月 市民情報室に備え置いて縦覧に供する。 福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課 二十八日から同年十二月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更した事項 コジマ×ビックカメラ方木田店 福島県福島市方木田字南島九番地三ほ

2 ては代表者の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ (変更後)コジマ×ビックカメラ方木田店 (変更前)コジマNEW方木田店

大規模小売店舗の名称

(変更前) 株式会社コジマ 代表取締役 寺崎

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 木村 一義

栃木県宇都宮市星が丘二丁目一番八号

ては代表者の氏名 平成二十五年九月一日 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

大規模小売店舗の名称。平成二十六年九月二十日

福

2

四 届出年月日

届出をした者 平成三十年八月十三日

<u>Ŧ</u>i.

有限会社かわよし商事

、商業まちづくり課

福島県告示第六百五十八号

年八月二十八日から同年九月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづく 工労政課に備え置いて縦覧に供する。 の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十 項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第八条第 福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商

平成三十年八月二十八日

意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

内

堀

雅 雄

法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要 (仮称) 須賀川山寺道開発プロジェクト 福島県須賀川市山寺道 七七七 番ほ

交通に係る事項

非常に多いため、出入口の交通安全に万全を期すこと。 当該施設に面している国道四号及び東部環状線は、自動車、 自転車、 人の往来が

2 防犯対策に係る事項

騒音の発生に係る事項

3

際は、確実かつ正確な届出を行うとともに、規制内容を順守すること。 「騒音規制法」の規定に基づき、騒音指定施設の設置、特定建設作業の実施の

及び建物からの騒音発生の抑制を図ること。 施設東側が「第一種住居地域」に隣接することから、 配置予定の従業員駐車場

廃棄物に係る事項

供すること。 いてあらかじめ自ら評価し、その廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提 物の販売等に際しては、その物が廃棄物となった場合における処理の困難性につ ること。また、廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、 事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者が自らの責任において適正に処理す

接続すること。なお、接続する際は市下水道施設課に排水設備の計画確認申請書』汚水排水管については、出店予定地の東側に下水道本管が埋設されているため の提出が必要となるため、市の指定を受けている工事店と相談すること

5 街並みづくりに係る事項

すること。 店舗設置にあたり、屋外広告物を表示する場合は、屋外広告物許可申請書を提出

6 その他

日常生活に支障をきたさないよう留意すること。 早朝・深夜における来客、荷捌き等での車両の出入りにおいて、 周辺居住者

場合は、工事着手前に確認申請書の提出が必要であり、本件は、「大規模小売店 指定確認審査機関へ申請が必要。 面積の合計が百平方メートルを超える新築のため一号建築物に該当し、県または 舗届出書」より物品販売業を営む店舗(特殊建築物)で、用途に供する部分の床 建築基準法第六条第一項第一号から第四号に掲げる建築物を建築しようとする

請が必要。またナンバー二(共同サイン)及びナンバー四(共同サイン・搬入口一(広告塔一)が高さ十メートルを超えるため、県または指定確認審査機関へ申 サイン)は高さ四メートルを超え十メートル以下で建築基準法第六条第 は、工事着手前に確認申請書の提出が必要であり、本件は、添付図よりナンバー 高さが四メートルを超える広告塔、広告板等の工作物を築造しようとする場合

号以外の建築物と同 一敷地内に築造のため、県または指定確認審査機関へ申請が

- め、工事着手日の二十一日前までに福島県県中建設事務所へ届出が必要。 平方メートル以上の新築で、建築基準法第六条第一項第一号建築物に該当するた が必要であり、本件は、「大規模小売店舗届出書」より建築物の延べ面積が三百延べ面積三百平方メートル以上の建築物の新築、増築、改築をする場合、届出
- (<u>Fi</u>) 出が必要。 売店舗届出書」より建築物の延べ面積が五百平方メートル以上の新築のため、届の七日前までに福島県県中建設事務所へ届出が必要であり、本件は、「大規模小 延べ面積五百平方メートル以上の建築物の新築、増築をする場合、工事着手日
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
- 1 意見書の提出者

意見の概要 個人 一名

2

騒音の発生に係る事項

たので、 質問したところ、メッシュフェンスの設置により騒音は解消されるとの説明を受け ましたが、これには納得できず反対であるため、遮音壁(光も遮断)を要求しまし 店舗敷地内の車路が私有地と近接していることから、 出店前に回答をお願いします。 住民説明会で騒音について

の室外機、 また、店舗の特異性、店内の大音響、 受変電設備の音、 深夜若者の騒音及び治安のトラブル等も懸念していま 行き交う車の音、 アイドリング、空調設備

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百五十九号

の免許について平成三十年八月二十八日次のとおり定めた。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第一項の規定により、 区画漁業

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅

雄

公示番号 別表のとおり

免許の内容たるべき事項 漁業の種類、 名称及び時期

平成30年8月28日 火曜日

1

漁業の種類 第二種区画漁業

漁業の時期 漁業の名称 別表のとおり 一月一日から十二

一月三十一日まで

漁場の位置 別表のとおり

2

3 免許の制限又は条件 漁場の区域 別表のとおり

1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならな

- 2 3 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならな
- 4 ればならない。 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなけ
- 免許予定日 元許予定日 平成三十一年一月一日 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない 平成三十一年一月

五. 四 免許の申請期間

平成三十年八月二十八日から平成三十年九月三十日まで

七六 地元地区 別表のとおり

漁業権の存続期間 平成三十一年一月 日から平成三十五年十二 一月三十一日まで

別表

内区第一〇号	内区第九号	内区第八号	内区第七号	内区第六号	内区第五号	内区第四号	内区第三号	内区第二号	内区第一号	公示番号
こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	漁業の名称
郡山市大槻町字中ノ平南	郡山市大槻町字隠居免四四	郡山市大槻町字美女池	郡山市深沢二九三	郡山市字山崎	谷六八郡山市富久山町久保田字北	一五七の一、一五八の一郡山市富久山町福原字福原	本宮市岩根字池前一八六	本宮市青田字古城久保	本宮市青田字殕森五三七	漁場の位置
新池	鎌倉池	美女池	酒蓋池	五百淵池	善宝池	上ノ池	大池	銭瓶池	大谷池	漁場の区域
郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	本宮市	本宮市	本宮市	地元地区
	こい養殖業 郡山市大槻町字中ノ平南 新池	こい養殖業 郡山市大槻町字中ノ平南 新池こい養殖業 郡山市大槻町字隠居免四四 鎌倉池	こい養殖業 郡山市大槻町字中ノ平南 新池 こい養殖業 郡山市大槻町字隠居免四四 鎌倉池 美女池	こい養殖業 郡山市大槻町字中ノ平南 新池 こい養殖業 郡山市大槻町字隠居免四四 鎌倉池 美女池 一	こい養殖業 郡山市大槻町字院居免四四 鎌倉池 こい養殖業 郡山市大槻町字美女池 美女池 こい養殖業 郡山市大槻町字美女池 美女池 こい養殖業 郡山市大槻町字美女池 五百淵池	こい養殖業 郡山市字山崎 五百淵池 こい養殖業 郡山市字山崎 五百淵池 こい養殖業 郡山市大槻町字原居免四四 鎌倉池 こい養殖業 郡山市大槻町字原居免四四 鎌倉池 こい養殖業 郡山市大槻町字原居免四四 鎌倉池	こい養殖業 郡山市宮久山町名保田字北 善宝池 こい養殖業 郡山市字山崎 こい養殖業 郡山市字山崎 こい養殖業 郡山市大槻町字院居免四四 鎌倉池 こい養殖業 郡山市大槻町字院居免四四 鎌倉池 こい養殖業 郡山市大槻町字院居免四四 鎌倉池	こい養殖業 郡山市宮久山町福原字福原 上ノ池 きんぎょ養 郡山市富久山町名保田字北 善宝池 こい養殖業 郡山市字山崎 エ百淵池 こい養殖業 郡山市大槻町字県居免四四 鎌倉池 五百淵池 美女池 が (大池・大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (こい養殖業 本宮市青田字古城久保	こい養殖業 本宮市青田字店城久保 銭瓶池 こい養殖業 本宮市青田字古城久保 こい養殖業 本宮市青田字古城久保 3、 大池 きんぎょ養 郡山市富久山町名保田字北 善宝池 2、 1、 1、 2、 1、 2、 1、 2、 1、 2、 1、 3、 3、 4、 4、 2、 1、 3、 4、 4、 5、 1、 4、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 5、 1、 1、 5、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、 1、

内区第二六号	内区第二五号	内区第二四号	内区第二三号	内区第二二号	内区第二一号	P S	内玄第二〇号	内区第一九号	P S	対区第一八号	卢	区	内区第	内区第一		内区第一四号	内区第一三号	内区第一二号
六号	五号	一四号	三号	三号	一号	- - - -		九号	- 月 号	一八号	- -{ 		一六号	五号		一 四 号	一三号	一一号
こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい著所等	こう髪直髪	こい養殖業	こし著列章	こい養直業	こい書所著	こく参直賞	こい養殖業	こい養殖業		こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業
池郡山市三穂田町鍋山字七ツ	上郡山市三穂田町富岡字北池	上郡山市三穂田町富岡字南池	保九郡山市三穂田町富岡字大久	橋郡山市三穂田町川田字上板	郡山市三穂田町駒屋字中沢	君山市三和日田川日守著「		郡山市三穂田町川田字高野	木工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工		木	『 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	郡山市安積町成田字長山	郡山市安積町荒井字萬海	八九	郡山市安積町荒井字大久保	郡山市安積町成田字長山	四四田安積町成田字丸山二
七ツ池	三本木北池	三本木南池	大久保池	新池	長 池	めたまった	かつぎ下さ	高野池	亲语里兴	新高野也	芽 オ	き, 大也	馬場池	万海池		大久保池	海道池	知行池
郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	郡山市	君口言	计计	郡山市	君 L T	郡山市	君山市	K L	郡山市	郡山市		郡山市	郡山市	郡山市
─	内区第三九号	内区第三八号	内区第三七号	内区第三六号	内区第三五号	内区第三四号		内区第三三号	内区第三二号		内区第三一号		内区第三○号	P [2 5 二 7 5	村区第二九号	プラランチ	7 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	内区第二七号
こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業	こい養殖業		こい養殖業	こい養殖業		こい養殖業		こい養殖業	į	こう養直業	こい意所等	7	こい養殖業
字大沢一西白河郡西郷村大字小田倉	赤坂五の二西白河郡西郷村大字真船字	六西白河郡矢吹町字大久保四	西白河郡矢吹町字松房四一	四 須賀川市袋田字子は清水四	須賀川市越久字真米二二	須賀川市西川字笹平四八	H O	50m 須賀川市舘ヶ岡字上ノ池二	須賀川市越久字延命池二〇		二三三 郡山市逢瀬町多田野字堀口	101	郡山市逢瀬町河内字鳥井戸	二〇二 美洲田河 戸門 山田一		沢二 沢二	B 1万 を質丁ショアニス ヒ	の前郡山市逢瀬町多田野字上釜
黒森ため池	赤坂ため池	牡丹池	松房池	北の内池	真米池	笹平池		上の池	延命池		本沢池		堂尻ため池	l E	山 田 也	す が た & 社	比克克拉	釜の前池
西伯河郡	西伯河郡	矢吹町 西白河郡	矢 吹 町 郡 郡	須賀川市	須賀川市	須賀川市		須賀川市	須賀川市		郡山市		郡山市	L	郡 山 市	君口言	1 1	郡山市

内	内	内
内区第四二	内区第四日	内区第四
三号	号号	号
ふな養殖業	ふな養殖業	ふな養殖業
一三七南相馬市小高区川房字猿田	ラセ六八の一南相馬市鹿島区小池字ミタ	見一六七 南相馬市鹿島区南屋形字除
大谷ため池	北沢ため池	和の宮ため
南相馬市	南相馬市	南相馬市

平野一俊 阿部荒次郎 土田富次田正 斉藤ミドリ 斉藤始 藤田学

斉藤ミドリ 斉藤始 藤田栄久 細木勝

中島彦七 青津フミ 青津忠夫

青津勇 萬歳

江川正雄

髙津藤次 斉藤安雄

石本睦

小林キシイ

平野新

小池タニ 渡部繁 小林新次郎

佐藤光吉 三留菊次 江川守久

小林雅弘 山本勝美 清野五八

土田義美 有坂与四喜

斉藤清一

辰藏 藤田衛

山田嘉藤治

水 産 課

福島県告示第六百六十号

報

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十年八月二十八日

雅

雄

福島県知事 内 堀

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第三百四十一号) 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 による 保安林

2

通知の内容の要旨

長谷川政市 渡部利江 所在の不分明な者の氏名

(森林保全課

福島県告示第六百六十一号

次のとおりである。 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内 堀

雅

雄

所在の不分明な者の氏名

三留寅雄 成田正栄 佐藤正 佐藤常吉 斉藤 三郎 斉藤光衛 斉藤茂 斉藤ミツ

通知の内容の要旨

満田隆之

代 三留保博

伊藤小春 髙津春松 東村直 星等 青津紘昭

小林キク

松本ヤス 井上新八 渡部山太郎

川口正三

佐野キクイ 小林長光 清野芳郎

山ノ内ツイ 三留嘉平 三留三千

塚原哲夫

武藤利吉

伊藤武彦

武藤惣太郎

並木己代松

斉藤虎一郎 山本マサ

小林早苗 菅藤四郎

土田喜三郎

斉藤丑吉

斉藤勘吉 土田登喜江 平野国治

小林健吉 平野巽 佐藤公市 二瓶正悟

2 の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第八百五十三号)による 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。 保安林

森林保全課

福島県告示第六百六十二号

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十年八月二十八日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事 内 堀 雅 雄

藤小源太 有限責任奥川信用購買販売利用組合 岩橋昭男 斎藤兵四郎 遠藤常五郎 岩橋善一郎 遠藤茂夫 矢部昭三 武藤寅三郎 岩橋義夫 物江一榮 岩橋末吉 武藤惣助 河沼郡野沢戊戍合資会岩橋未吉 岩橋長 遠藤小源太 遠 物江長士 佐藤明男 武藤寅

通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと

2 の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第八百五十五号) 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 による 保安林

森林保全課

福島県告示第六百六十三号

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 次のとおりである。 定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 平成三十年八月二十八日

福島県知事 内

堀

雅

雄

佐藤ハナ 小瀧壽展 清野信一 所在の不分明な者の氏名 斎藤由美 清野六郎 星與作 小滝ヤマ 小瀧武 五十嵐瑞枝 小滝正 清野幸栄

長谷川健

長谷川

2

通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第八百五十六号)による 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 保安林

(森林保全課

福島県告示第六百六十四号

報

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十二条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十年八月二十八日

福

福島県知事 内 堀 雅

雄

所在の不分明な者の氏名

通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第七百五十三号) 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 による 保安林

(森林保全課

福島県告示第六百六十五号

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 定により当該通知の内容を喜多方市役所及び猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年八月二十八日

原正一 武川孝志 竹田万吉所在の不分明な者の氏名 代町吾妻地区財産区 目黒力 唐橋幸馬 上野豊男 山口伝 耶麻郡猪苗

福島県知事

内

堀

雅

雄

通知の内容の要旨

の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第千四十五号)によるこ 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

森林保全課

福島県告示第六百六十六号

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 次のとおりである。 定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十年八月二十八日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事

内

堀

雅

雄

神田昭衛 永井留吉 井栄三 大塚勘次郎 永井峰八 大塚傳五郎 永井己之八 大塚長太 永井已之八 大塚榮吉 大塚直 八 永

通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第八百五十八号)による 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、

(森林保全課)

福島県告示第六百六十七号

のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 三十二条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである 定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄 島

志次郎 神田善次郎 神田與之介 澤定吉 大塚勇四郎 渡部通 小澤久吉 冨山豊八 ウ 小林茂 佐藤定市 三浦清志 所在の不分明な者の氏名 小澤幾次郎 冨山豊八 神田市太 遠藤倉八 若菜網男 大塚長太 穴沢熊三 永井一十四 小澤トヨ 佐藤貢 神田直記 小澤治三郎 渡部已之八 三浦ハチ 穴沢與 小澤繁八 加藤作治郎 大塚栄吉 渡部已之八 小澤金藏 上野一 神田喜代八 川島榮子 穴澤惣次郎 加藤忠則 大塚勇次 佐藤駒吉 神田四郎 若菜政八 三浦恒一郎 若菜爲彥 渡部惣藏 小澤小平 神田康二 三浦元 大倉菊次 三浦順 永井已之八 大竹武志 有限責任岩月信用購買販売組合 若菜四八 永井幸市 小澤次三郎 三浦ヒロノ 渡部常八 小沢忠次郎 小澤次三郎 佐藤貢 佐藤鐵次郎 、小深幾次郎 遠藤恒一郎 渡部清 小 小澤亟一 小沢米八 小沢リ

保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

通知の内容の要旨

2 の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第八百八十九号)による 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 保安林

(森林保全課

福島県告示第六百六十八号

県

三十二条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 次のとおりである。 のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規 定により当該通知の内容を猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

所在の不分明な者の氏名 耶麻郡猪苗代町長瀬地区

通知の内容の要旨

2 の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第千三百十八号) 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。 による 保安林

森林保全課

福島県告示第六百六十九号

更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、 三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 その所在が不分明である

> 当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。 ため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を楢葉町役場の掲示場に掲示した。

平成三十年八月二十八日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事

内

堀

雅

雄

通知の内容の要旨 蛭田房子 松本哲男 早川洋

保安林の指定施業要件を変更したこと。

2 1 の指定施業要件を変更する件(平成三十年福島県告示第五百八号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

森林保全課

福島県告示第六百七十号

備のための測量及び調査のため土地に立ち入ることについて、平成三十年八月十七日次 のとおり許可した。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定により、 事業準

平成三十年八月二十八日

起業者の名称

福島県知事

内 堀

雅

雄

事業の種類 東北電力株式会社

五百キロボルト広域連系南幹線新設工事

 \equiv 立入区域

飯舘村 佐 須	市町村名 大字名	
佐須、虎捕		
	字	
	名	

田村市都						飯舘村	市町村名
岩井沢	須	一枚	臼	深	前	佐	大字名
沪	萱	枚橋	石	谷	田	須	名
中小屋	水上	本町、町	菅田	市沢	古今明	佐須、虎捕	字名

四〇一号 一般国道

字中坪二○四番一地先大沼郡昭和村大字大芦

変更前

A

五・九~

八九五・七

一〇:七

から

同郡同

村大字大芦

字下川原一三八七番一

地先まで

路

線 名

区

間

の変変 更更

別後前

(メートル)

メー

トル)

敷地の幅員

延

長

から

同

村大字大芦

字二百苅三一七番地先

字中坪二〇四番一地先大沼郡昭和村大字大芦

В

五四・九〇

五六〇・〇

地先まで

字下川原一三八七番一

字中坪二〇四番一地先大沼郡昭和村大字大芦

変更後

A

五・九~

八九五

· 七

一〇・七

から

同郡同

村大字大芦

路町

古 道

白石、釜作、戸草、蒲前原沢、呼石、杉内、

蒲生河原内、中屋敷、

蛇口前、

中 -西前、

十郎内前、

(道路計画

課)

立入期間

四

平成三十年九月十四日から平成三十一年三月三十一日まで

(土木総務課用地室)

福島県告示第六百七十一号

計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成三十年八月二十八日から二週間一般の縦覧ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成三十年八月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	四五九号	記 彩 4	泉
地先まで	区		
ラ B D フ デ え 者	司 おた関四にたる 出先から 二本松市大関四二八番	ļ	1
変更後	変更前		変 更更
/	目1	別翁	
一〇・〇~	一八 七・八 〇	(メートル)	敷地の幅員
		(x)	延
一七七・五	一 七 五 五	(メートル)	長

(道路計画課)

公 告

福島県知事

内

堀 雅 雄 計画課及び福島県県北建設事務所で平成三十年八月二十八日から二週間一般の縦覧に供ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

福島県告示第六百七十二号

第十八条第一項の規定に基づき、一般国道

公告第185号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立医科大学保健科学部新築(建築)工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る建設工事の名称及び数量

平成30年8月28日 火曜日

- 福島県立医科大学保健科学部新築(建築)工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室の名称及び所在地

福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課医療人材対策室 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 落札者を決定した日
 - 平成30年8月2日
- 4 落札者の氏名及び住所

三井住友·安藤特定建設工事共同企業体 宫城県仙台市青葉区花京院二丁目1番14号

- 5 落札金額
 - 5,592,240,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年5月29日

(地域医療課医療人材対策室)

公告第186号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 空港用高速スイーパ除雪車(自走式) 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
 - 平成30年7月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - 株式会社加藤製作所 東京都品川区東大井一丁目9番37号
- 5 落札金額
 - 73,440,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年6月15日

(入札用度課)

公告第187号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量 ホールボディカウンタ 1式

- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成30年7月31日
- 4 落札者の氏名及び住所

株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号

- 5 落札金額 35,424,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成30年6月19日

(入札用度課)

公告第188号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - ノート型パソコン(福島県警察用) 606台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額

46,598,976円

- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成30年6月22日

(入札用度課)

公告第189号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 除雪トラック (10t級) 1台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月7日
- 4 落札者の氏名及び住所

会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地

- 5 落札金額
 - 35,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年6月26日

(入札用度課)

公告第190号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令 (平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規 (昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

福島県知事 内 堀 雅 雄

落札に係る物品等の名称及び数量 1 ロータリ除雪車Ⅲ (2.6m級) 1 台

平成30年8月28日 火曜日

- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 2 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成30年8月7日
- 落札者の氏名及び住所 4

会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原224番地

- 5 落札金額 57,024,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成30年6月26日

(入札用度課)

同監同同同同同同同同同同同同同問題 事 事別

退任した役員 安達土地改良区 齋 安 佐 野 菅 藤 齋 藤 地 野 鈴 斎 中 野 木 藤 村 地 斎藤 佐 宍 戻

直 太 和 金 勝 清 富 公 伸 正 貞 市 貞 幸 寅 一 久 藏 郎 美 夫 己 惠 惠 伯 一 司 寛 郎 之 雄 士 夫 夫 智

同同同同同同同同同同同同同同同同 住 所

二本松市下川 市小沢字北洞八八番地市上川崎字田尻三一番地市上川崎字田尻三一番地市上川崎字田尻三一番地市上川崎字田尻三一番地市出川崎字広田三九番地市吉倉字広田三九番地市 市油井字 市渋川字仲平三一番:市坦子内一一一番地 市油井字梨子木九四番·市油井字油井町一四番· 市下川 市下川 市渋川字新作七番地 市油井字油井 市米沢字山中六一 崎字中 福岡五六番 P/作五九番k 田三三番 地 地 地 番 一番

地

理事 清野 公役別 氏名 告第百九十二 東根堰土地改良区 土地改良法(昭 公治 号 和 伊 十四四 達市保原町柱田字武 [年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

士沢二五

番

農村計画

課

おり土地改良区の役員が退任し、

及び就任した旨届出があった。

次

·成三十年八月二十八日

改良区の名称

福島県知 事 内 堀

雅

雄

公告第百九十 뮹

改良区の名称

平成三十年八月二十八日おり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二十 ·四年法律第百九十五号) 第十 八条第十六項の規定により、

福島県知

次

事 内 堀 雅 同同同同理役事別 同同同監同同同同同同同同同同同同同理役 事 事別 退任した役員 とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。 公告第百九十三号 就同同 一地改良区の名称 白河市東土地改良区 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、 任 平成三十年八月二十八日 した役員 穗積 氏名 堀野野菅齋尾野大宍松川地地野藤形地内戸本 鈴 市 藤 木 川 田 佐久間 多喜男 秋佳英 秋佳 直征康夫次 幸喜治 清栄伸信貞高栄 惠喜一一之雄 智 富貞公市 惠寛伯郎 太和勝郎美己 同同同同同同同同同同同同同同同同同同 同同 白河市 市 同同同同 市吉倉字久保五一番地市小沢字菖蒲沢四二番地 東深仁井田字陣ケ平一番

福

島

市東釜子字北町一六一番地市東千田字桜波一〇〇番地市東下野出島字石舟九二番地 東下野出島字五蔵田二八番

地

福島県知事

内

堀 雅 雄

二本松市下川崎字東北六二番: 市下川崎字古城内三二番地 市米沢字小林七三番地二 市渋川字桑原二五番地 市坦子内一一一番地 市油井字梨子木九四番地 市小沢字北洞八八番地 市油井字前作一一八番地 市吉倉字久保五一番地 市小沢字菖蒲沢四二番地 市下川崎字中作五九番地 市上川崎字下種田一五一番地 市上川崎字田尻三一番地 市渋川字新作七番地 市油井字油井町一四番地 市油井字福岡二二番地五 市油井字河窪四番地 市上川崎字坂ノ下五六番 市吉倉字広田三九番地

(農村計画課)

次

同同監同同同同同同同同理役 事 事別 就同同監同同同同 任 事 任し

地

飛鈴角北藤鈴矢鈴藤氏知木田條田木吹木田名和 斎 小 坂 須 松 本 初一敏 勝正雄夫 思質則雄三

市東千田字明神前二一番地市東上野出島字源兵エ池三番地

市東下野出島字石原一八番地

市東釜子字秋山二一二番地

た役員 髙 深 本 橋 澤 宮 一晃信貢 郎平一 文武正武雅男光美雄三 健敏直美 同同同同同同同

市東釜子字東浦七七番地市東形見字下ノ内三番地

野出島字大森二二

番

地

市東蕪内字庚段一一三番 市東栃本字南向田九番地

市東上野出島字三ツ池五番地 市東釜子字長峯七七番地 市東釜子字本町六〇番地

五.

市東上野出島字中ノ作一四七番地

市東形見字東地二五番

市東蕪内字岩沢五九番地市東上野出島字蟹沢二番地 市東釜子字若栗五番地 市東深仁井田字千代ノ岡 市東栃本字宿畑一五番地 一八番地

課

(農村計画

公告第194号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年8月28日

平成30年8月28日 火曜日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ゲルマニウム半導体測定装置 2式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - 3) 納入期限 平成31年3月29日(金)
 - (4) 納入場所 福島県水産海洋研究センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年9月27日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年9月27日(木)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電 話 024-521-7413

- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - 3 に掲げる場所において平成30年8月28日 (火)から同年9月27日 (木)まで (土曜日、日曜日、同月17日及び同月24日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3 に掲げる場所に同じ。 なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで平成30年9月7日(金)午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年9月7日(金)午後3時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年10月16日 (火)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月15日 (月)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
 - この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

報

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: High resolution germanium gamma spectroscopy system 2sets
- (2) Time-limit of tender(by hand): 11:00 a.m., 16 October 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail): 5:00 p.m., 15 October 2018
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2–16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960–8670 Japan TEL024–521–7413

(入札用度課)